

秋田県警察の行う監察に関する訓令

平成19年3月9日
本部訓令第5号

改正 平成25年12月本部訓令第20号
令和2年3月本部訓令第11号

秋田県警察の行う監察に関する訓令を次のように定める。

秋田県警察の行う監察に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、秋田県警察の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監察責任者)

第2条 秋田県警察の行う監察の責任者（以下「監察責任者」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）とする。

(監察の種類)

第3条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

(監察実施計画)

第4条 監察責任者は、年度開始前に当該年度の監察実施計画を作成し、これを秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

(監察の実施)

第5条 監察責任者は、監察実施計画に従う監察（計画に基づく監察）のほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに監察（計画外監察）を行うものとする。

2 監察責任者は、警務部長、首席監察官若しくは主任監察官又は監察責任者が指名する職員（以下「監察実施代行者」という。）に監察を行わせることができる。

3 監察責任者又は監察実施代行者は、監察を実施するに当たり、監察補佐官に監察を補助させることができる。

(監察責任者に対する資料の提出)

第6条 監察責任者は、職務遂行上必要と認めるときは、監察の対象所属の長又は職員に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は日時及び場所を指定して出頭を求めることができる。ただし、特別の理由がある場合のほかは、事前に監察の対象所属の長に対し

その旨を通知するものとする。

(監察結果の報告)

第7条 監察責任者又は監察実施代行者は、四半期終了後、当該四半期における監察の実施状況を監察課長、首席監察官及び警務部長を経由して、本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定に基づき監察責任者又は監察実施代行者が報告した内容を取りまとめ、当該報告に係る監察を行った四半期に属する最終月の翌月末日までに公安委員会に報告するものとする。

(監察の結果に基づく措置)

第8条 本部長は、監察の結果に基づき、是正又は改善を要すると認められる事項については、事項に係る所属長に対し必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属の長は、是正又は改善した結果について、速やかに監察課長、首席監察官及び警務部長を経由して本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 秋田県警察の行う監察に関する訓令（平成13年秋田県警察本部訓令第37号）は廃止する。

附 則（平成25年12月27日本部訓令第20号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

3 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。